

平成 28 年度金沢市食品衛生監視指導計画

金 沢 市 保 健 所

目 次

第 1	策定の趣旨	-----	P 1
第 2	監視指導の実施に関する事項	-----	P 1
一	監視指導の総則的事項		
二	食品等事業者に対する監視指導		
三	施設への立入検査に関する事項		
四	食品等の収去検査等に関する事項		
五	違反を発見した場合の対応に関する事項		
第 3	計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施に関する事項	-----	P 8
一	監視指導結果の公表		
二	監視指導計画の策定又は変更		
三	食中毒の多発時の対応		
四	食中毒防止対策等の消費者への情報提供		
五	放射性物質に関する情報提供		
六	消費者及び各種食品関係団体との意見交換		
七	消費者からの相談への対応		
第 4	食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項	-----	P 9
第 5	食品等事業者の自主的な衛生管理の実施に関する事項	-----	P 10
一	食品衛生管理者、食品衛生責任者に関する事項		
二	食品等事業者による自主的な衛生管理の推進		
三	製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進		
四	自主衛生管理認証制度の取組		
五	食品衛生指導員の活動の推進		
六	食品衛生優良施設及び功労者の表彰		
七	食品等事業者への相談窓口の設置		
第 6	食品衛生に係る人材育成及び資質向上並びに衛生管理技術の向上に関する事項	-----	P 11
一	食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員に関する事項		
二	食品関係者に関する事項		
三	金沢市食品衛生協会に関する事項		

第1 策定の趣旨

近年、流通の広域化や食習慣の多様化など食生活を取り巻く環境が大きく変化している中で、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスによる食中毒や異物混入など、食品衛生上問題となる事案が発生しており、市民の食品に対する関心が高まっている。

食品の安全性の確保のためには、食品等事業者、消費者及び行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携することが不可欠である。

なかでも、食品等の生産、製造、販売等に携わる食品等事業者は、消費者に安全な食品等を提供する者として、第一義的責任を有していることを認識し、安全な食品の提供、適正な表示等による正確な情報の提供等に努めなければならない。

また、消費者は、食品の安全性に関する知識と理解を深め、適切に食品を選択し、バランスの取れた食生活を送ることのほか、食品の安全性の確保に関する施策に積極的に意見を表明することなどが期待されている。

一方、行政は、食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに検査能力の向上及び人材の養成・資質の向上等に努めなければならない。

このような考え方のもと、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 24 条の規定及び「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、「平成 28 年度金沢市食品衛生監視指導計画」を策定し、監視指導を実施する。

第2 監視指導の実施に関する事項

一 監視指導の総則的事項

1 監視指導計画の性格

- ① この計画は、金沢市保健所が所管する地域を対象とする。
- ② この計画の策定及びこの計画に基づく監視指導の実施については、他の関係機関と連携して行う。

2 対象期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

3 実施機関（実施機関の役割は下表のとおり。平成 28 年度の組織体制、予算及び主な検査機器については別表 1）

① 監視指導の実施機関

法に基づく監視指導は、金沢市保健所衛生指導課食品安全対策室が実施し、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。）に基づく監視指導は、金沢市保健所試験検査課食肉衛生検査所が実施する。

② 試験検査の実施機関

食品等の試験検査は、金沢市保健所試験検査課及び食肉衛生検査所が実施する。

なお、食品等の試験検査にあたっては、業務管理基準（G L P）の遵守、内部点検及び外部精度管理調査等を実施し、信頼性を確保する。

実施機関	役 割
衛生指導課 食品安全対策室	・ 監視指導計画の策定及び公表 ・ 食品等事業者に対する立入調査 ・ 監視指導結果等に基づく行政処分の公表 ・ 食中毒（疑いを含む。）、違反食品及び苦情食品に係る調査及び防止対策 ・ 食品衛生に関する市民への情報提供及び意見の交換 ・ 食品等事業者に対する衛生講習会の実施及び食品衛生に関する情報提供 ・ 食品等事業者の自主管理体制の整備の推進
試験検査課	・ 食品衛生法に基づく収去検査に係る試験検査 ・ 食中毒（疑いを含む。）に係る試験検査
試験検査課 食肉衛生検査所	・ と畜検査 ・ と畜場における食品衛生法に基づく収去検査に係る試験検査 ・ B S E のスクリーニング検査（月齢 48 ヶ月超対象） ・ と畜場、と畜場に併設する食肉処理施設、食鳥処理場及び採卵養鶏場の監視指導

4 他の機関との連携の確保（別表 2 のとおり。）

① 国との連携

大規模若しくは広域的な食中毒等が発生した場合又は輸入食品に関する違反若しくは安全性に係る情報を入手した場合は、厚生労働省に迅速に通報し、連携して必要な対策を講じるものとする。さらに必要に応じ、東海北陸厚生局と連携して対策等を実施する。

食品等の表示に関する違反事例発見時や食品に起因する重大事故等発生時には、消費者庁と連携し必要な対策を講じる。また、北陸農政局等と組織する石川食品表示監視協議会において食品衛生関係情報の交換等を行い、連携を図るほか、必要に応じて合同調査を実施する。

② 石川県との連携

石川県との連携を図るため「食品安全対策県市連絡会」を通じて、県は薬事衛生課を、市は衛生指導課を窓口として、両者にまたがる食中毒発生や違反事案について情報を収集し、対策を講じる。

「家畜伝染病予防法」、「農薬取締法」及び「食品表示法（品質事項）」を所管する石川県農林水産部局等と、家畜、農産物等の生産者に対する衛生指導や不適表示食品に関する改善指導依頼の通報及び食品衛生関係情報の交換等を行い、連携を図る。

また、飲食店メニューにおいて不適正な表示を確認した際には、「不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）」を所管する石川県県民生活課へ情報提供する。

③ 他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携

広域流通食品等及び輸入食品等の監視指導については、関連する都道府県等と連携を図り実施する。

④ 市庁内部局との連携

食品の生産段階における安全性を確保するため農林局と、給食施設における食中毒等の発生防止や衛生管理の向上のため福祉局、保健局及び教育委員会と情報交換を行い、連携を図る。

二 食品等事業者に対する監視指導

市内の食品事業者の施設及び市内で製造、加工、調理される食品並びに流通し販売される食品について食中毒等を未然に防止するため、次に示す監視項目について、食品衛生監視員が監視するとともに、必要に応じて食品の収去検査を行う。

1 一般的な共通監視の項目

- ① 不衛生な食品又は有害若しくは有毒な食品でないことの確認(法第 6 条)
- ② 法で定められた添加物であることの確認(法第 10 条)
- ③ 製造基準、保存基準及び成分規格に適合した食品であることの確認と遵守の徹底(法第 11 条)
- ④ 食品の名称、保存方法、期限、添加物、アレルゲン、製造所所在地等の表示の確認と遵守の徹底(食品表示法第 6 条)
- ⑤ 飲食店等の営業施設が施設基準に適合していることの確認と遵守の徹底(石川県食品衛生法施行条例第 3 条)
- ⑥ 飲食店等の営業施設において管理運営基準が守られていることの確認と遵守の徹底(金沢市食品衛生法施行条例第 2 条)
- ⑦ 製造、加工及び調理段階における衛生管理状況及び危害分析と、その発生防止措置の実施状況の点検（特に大量調理施設や病人、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校等の給食に重点を置く。）（大量調理施設の衛生管理マニュアルのほか衛生関係通知等に基づく項目）
- ⑧ その他衛生関係法令及び通知等に基づく監視項目

2 主な食品群別の監視指導

第 2-2-1 に掲げる事項に加え、次の表の食品群の区分に応じ、担当欄の課所が、実施事項について監視指導を実施する。なお、生産段階における事項については、必要に応じ、石川県や関係都道府県等の農林水産担当部局と連携を行う。また、製造者及び加工者に対し、次の事項を指導する。

- ① 使用する添加物の確認の徹底及び製品の自主検査の実施
- ② 異物混入防止対策の徹底
- ③ 製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理の徹底
- ④ 食品表示基準の規定に基づくアレルゲンを含む食品の表示徹底のため、使用原材料の点検及び確認の徹底

食品群	実 施 事 項	担 当
食肉、食鳥肉 及び食肉製品	・ 獣畜の病歴を踏まえたと畜検査 ・ 枝肉の微生物検査を指標とした衛生的な解体処理の検証 ・ 認定小規模食鳥処理施設に対する衛生的な解体の指導及び処理羽数の上限遵守の指導 ・ 食肉の動物用医薬品等の残留検査及び腸管出血性大腸菌等の細菌検査	食肉衛生検査所
	・ 食肉処理施設に対する衛生的な取扱いに関する指導 ・ 飲食店等に対する加熱調理の徹底等の衛生的な取扱いに関する指導 ・ 販売施設に対する保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 ・ 市内流通品の収去検査（細菌、動物用医薬品、残留農薬等）＊ ・ 生食用食肉の取扱い施設に対し、規格・表示基準遵守の指導	衛生指導課
乳及び乳製品	・ 乳処理施設に対する立入点検及び必要に応じた収去検査＊ ・ 販売施設に対する保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導	衛生指導課
食鳥卵	・ 鶏舎内の衛生管理及び食用不適卵の排除の徹底の指導	食肉衛生検査所
	・ 食鳥卵の集荷施設（鶏卵を集め、洗卵、選別、検査、包装及び出荷する施設）に対する原料卵の抗生物質の残留及びサルモネラ汚染に関する情報の管理状況、施設内での取扱い、配送時の温度管理等に関する指導 ・ 販売施設に対する保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 ・ 市内流通品の収去検査＊	衛生指導課
水産食品（魚介類及び水産加工品）	・ 中央卸売市場内の流通品の保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 ・ 販売施設及び飲食店等に対する生食用魚介類等の保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 ・ ふぐ取扱い施設等に対するふぐの適正な取扱い及び販売に関する指導 ・ 有毒魚介類等の中央卸売市場からの排除の指導 ・ 中央卸売市場内及び市内の流通品の収去検査（細菌、ノロウイルス、動物用医薬品、微量有害物質等の検査）＊	衛生指導課
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶類及びこれらの加工品	・ 販売施設、飲食店・加工施設等に対する生食用野菜、果実等の保存温度及び衛生的な取扱いに関する指導 ・ 大豆、トウモロコシ、じゃがいも及びこれらの加工品等の遺伝子組換え表示対象原料を使用する製造施設等に対する分別生産流通管理（ＩＰハンドリング）証明書の確認指導及び自主検査の推進 ・ 有毒植物等の中央卸売市場からの排除の指導 ・ 中央卸売市場内及び市内の流通品の収去検査（残留農薬、防かび剤、細菌等の検査）＊	衛生指導課

＊食品の収去に伴う試験検査に係る事項は試験検査課が行う。

三 施設への立入検査に関する事項

1 平成 28 年度の重点監視項目

① ノロウイルスによる食中毒の予防

近年、全国的にノロウイルス食中毒が多発していることから、大規模仕出し・弁当店、学校給食や大型飲食店に対して、重点的に監視指導を行うほか、全ての施設に対して、従事者の体調管理や手洗い等基本の徹底について指導していく。

② 生肉提供施設における食中毒の予防

肉類を生で提供することは、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター食中毒のリスクが高いことから、これらを生で提供している飲食店等に対して重点的に監視指導を行う。

③ 観光地における食品提供施設の監視指導の強化

北陸新幹線開業に伴う観光客の増加により、金沢駅周辺及び観光地の市場を含む食品提供施設における食中毒発生を未然に防止し、金沢の食の安全・安心を発信できるよう支援するため、食品の温度管理の確認及び拭き取り検査を実施し監視指導を強化する。

④ 食品製造施設等におけるHACCPによる衛生管理の推進

国際標準であるHACCPを用いた衛生管理手法の導入を推進し、食中毒の発生及び違反食品の製造等の防止並びに食品の安全性の向上を進めるため、HACCPを用いた衛生管理の段階的な導入に向けた技術的支援を行う。

2 一斉監視の実施

食中毒が発生しやすい季節、食品流通量又は消費が増加する時期などに期間を定めて監視指導を行う。

① 兼六園、湯涌温泉、金沢駅周辺等観光地一斉監視（平成28年4～6月）

② 夏期食品一斉監視（平成 28 年 7～8 月）

③ 年末食品一斉監視（平成 28 年 11～12 月）

3 対象施設の分類と監視回数

対象施設を、食中毒の発生頻度などを勘案し4つに分類し監視指導を行う。

分類	監視頻度	内容及び具体例	対象数	監視数
A	年1回以上	・食中毒の発生頻度が高い大量調理施設 ・食品が広域流通している製造施設 ・事故が発生した際の社会的影響の大きい施設 ・総合衛生管理製造過程承認の取得を予定している施設 【具体例】 ・化製場、食鳥処理施設、採卵養鶏場 ・肉、乳、卵、魚に関係する大・中規模な製造施設	1,000	2,650

		・学校、病院、老人福祉施設等の給食施設 ・大規模な仕出し・弁当屋 ・中央卸売市場、近江町市場内の施設 ・百貨店、大型量販店（スーパー等） ・大型飲食店、観光地（兼六園、湯涌温泉、駅周辺等） ・肉類を生で提供する焼肉店等		
B	年 1 回	・食中毒の発生頻度が比較的高い販売施設及び製造施設 ・食品が比較的広域流通している製造施設 【具体例】 ・野菜等に関係する大規模な製造施設 ・フグの加工施設 ・中規模な仕出し・弁当屋 ・概ね 50 人を超える宴会ができる料理屋、料理店、すし屋、レストラン、中華料理店、一般食堂	200	200
C	2～3 年に 1 回	・食中毒の発生頻度が低い製造施設 ・食品が広域に流通しない施設 【具体例】 ・野菜等に関係する中規模な製造施設 ・小規模な製造施設 ・給食施設のある有床診療所、保育所 ・小規模な弁当屋 ・量販店内のテナント ・食肉・魚介類販売店 ・食肉販売専門店 ・魚介類販売専門店 ・Aを除く焼肉店 ・概ね 10～50 人が宴会をできる料理屋、料理店、すし屋、レストラン、中華料理店、一般食堂 ・客席が概ね 50 席を超える、回転寿司、ファミリーレストラン	1,550	650
D	許可更新 時 (概ね 5～6 年に 1 回)	・A、B、C以外の施設 【具体例】 ・A、B、C以外の飲食店 ・コンビニエンスストア ・食事の提供がほとんどない旅館 ・小規模な食品販売施設 ・自動販売機、自動車営業	7,000	2,000
合 計			9,750	5,500

四 食品等の収去検査等に関する事項（詳細は、別表３のとおり。）

1 食肉衛生検査所におけると畜検査等

飼料等に由来する残留農薬や動物用医薬品である抗生物質、合成抗菌剤及び駆虫剤の検査を行う。

また、牛については全戸を対象とした検査で牛肉中の放射性セシウムスクリーニング検査及び月齢 48 ヶ月超を対象とした B S E スクリーニング検査並びに枝肉の腸管出血性大腸菌の検査を実施する。

2 食品の製造施設における食品検査

市内の食品製造施設で製造された食品で、規格基準及び金沢市指導基準の定めのあるものについて検査を実施する。

3 中央卸売市場における収去検査

市場に流通する食品（輸入食品を含む。）の、野菜の残留農薬、生食用魚介類の細菌、魚介類の微量有害物質及び加工食品の添加物の検査を実施する。

4 市内に流通する食品の収去検査

市内に流通する食品（輸入食品を含む。）の、野菜の残留農薬、生食用魚介類の細菌及び加工食品の添加物の検査を実施する。

放射性セシウムの検査については、関係自治体において、これまでの放射性物質の検出状況を勘案した検査計画を策定し、これに基づいて検査を実施している。これまでの検査データから、現在の検査計画等が適切に機能しているものと考えられ、本市では流通食品の放射性物質に関する検査は、行わないこととしている。

5 健康食品の買取検査

健康食品による健康被害を防止するため買取検査を実施する。

6 おもちゃ・容器包装の収去検査

輸入品のおもちゃ・容器包装について、重金属等の検査を実施する。

五 違反を発見した場合の対応に関する事項

1 立入検査の結果、違反を発見した場合の対応

- ① 違反している状況を発見した場合は、極力その場において改善指導を行う。
- ② 違反が軽微であって直ちに改善が図られるもの以外の違反については、書面により改善指導を行う。
- ③ 改善の報告があった時は、その確認を行う。
- ④ 違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止又は停止の措置を行う。

⑤ 悪質な違反については告発を行う。

2 収去検査の結果、違反を発見した場合の対応

① 当該食品等について、販売の用に供され、又は営業上使用されないよう、廃棄、回収等の措置及び再発防止等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、営業の禁止又は停止の措置を行う。

② 改善報告の提出を求め、改善を確認する。

③ 当該食品等が本市以外で生産、製造、加工等が行われたものである場合は、速やかに所管する食品衛生担当部局に連絡するとともに、必要に応じ、連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。

④ 広域流通食品等又は輸入食品等の場合は、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止、再発防止等の必要な措置を講ずる。

⑤ 悪質な違反については、告発を行う。

⑥ 当該食品等の製造、加工等をした者の検査の能力等からみて、継続的に当該者が製造、加工等をする食品等の検査が必要と判断される場合には、検査命令を行う。

3 違反事実の公表

次のいずれかに該当する場合は、公表を行うものとする。

① 市内で食中毒事件が発生した場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）

ア 有症者が市内在住者であっても、原因施設が市外にあることが特定された場合

イ 原因施設が一般家庭の場合（ふぐ又はきのこ等による食中毒を除く。）

② 食品衛生法に違反したことにより、当該施設に対して許可の取消し、又は営業の禁止若しくは停止等の同法の規定に基づく処分を行った場合

第3 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施に関する事項

一 監視指導結果の公表

今年度の監視指導の実施状況及び収去検査結果等については、平成28年6月末までに公表する。
また、国の通知による全国一斉の夏期及び年末一斉監視の結果等についてもその都度公表する。

二 監視指導計画の策定及び変更

監視指導計画を策定する場合及び年度途中で監視指導計画を変更する場合は、「金沢市食の安全・安心委員会」の意見を聴取するとともに、市ホームページ及び市広報に公表し、市民から意見を聴取する。

三 食中毒の多発時の対応

食中毒が多発する等必要があると認めたときは、市ホームページ及び市公報に啓発記事を掲載するとともに、食品等事業者に対し食中毒の防止について周知を図る。

四 食中毒防止対策等の消費者への情報提供

食品衛生意識の高揚を図り、家庭における食中毒発生を未然に防止するため、食の安全・安心に関する情報について、各種媒体を用い、さまざまな場所や機会をとらえ積極的に発信していく。

また、本市が行う食育事業等や公民館等地域における健康づくり活動等と連携を取りながら、消費者への食の安全情報の提供を行う。

五 放射性物質に関する情報提供

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する食品中の放射性物質の濃度は減少しており、現在は極めて低い水準となっている。また国の指示・要請のもと、関係自治体で生産・出荷段階での食品の放射性物質モニタリング検査が行われ、食品衛生法の基準値を超える食品が流通しないよう管理体制がとられている。

今後とも、国や関係機関からの情報については、市民への適切な情報提供に努める。

六 消費者及び各種食品関係団体との意見交換

消費者、食品等事業者及び行政との間における情報及び意見の交換を行うため、婦人会、町会等の各種団体、食品等事業者及び行政による意見交換会を実施し、その意見を市ホームページ等に公表する。

また、食品等事業者が加盟する食品関係団体とも情報及び意見の交換を行う。

七 消費者からの相談への対応

- 1 24 時間体制で食品に関する消費者からの相談の受付（夜間や休日においては携帯電話による受付）
- 2 近江町消費生活センターと連携した食の安全・安心にかかる相談の受付
- 3 保健所ホームページにおける電子メールを利用した相談の受付

食品表示法（品質事項）等の相談については、国、県の担当部署へ調査等を依頼し、調査結果を相談者に報告する。なお、相談内容については、分析・評価し、必要に応じて監視指導計画に反映させる。

第4 食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項

食中毒事件が発生した場合には、「金沢市危機管理計画」のマニュアル及び「金沢市食中毒対策実施要領」に基づき、関係部局と連携をとりながら迅速かつ的確な調査を実施し、被害拡大の防止を図る。

食品による健康被害の発生の情報を探知した場合には、喫食状況や症状を確認すると共に飲食店等への立入り調査や食品等の検査を実施する。原因が判明した場合には、原因食品の排除や原因施設に対して営業停止等適切な措置を講ずるとともに、被害拡大防止及び注意喚起を図るため報道機関や市ホームページ等を通じて積極的に情報提供を行う。

また、他の自治体で製造され広域に流通する食品で健康被害を生じる恐れがあるとの情報を入手した場合には、国や県等と連携し、すみやかに市民への情報提供を行い被害の拡大防止を図る。

第5 食品等事業者の自主的な衛生管理の実施に関する事項

一 食品衛生管理者、食品衛生責任者に関する事項

1 食品衛生管理者への指導

適切にその職責が果たされるよう、食品衛生管理者に対して情報提供を実施するとともに、食品等事業者に対しては、食品衛生管理者の意見を尊重するよう意識の向上を図る。

2 食品衛生責任者の養成

適切にその配置がなされるよう、食品衛生責任者を養成する講習会を金沢市食品衛生協会と協力して計画的に実施する。

二 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者に対して、その責務である食品及び使用水の自主検査並びに原材料の安全性確認等の徹底を促すとともに、食中毒発生時の原因究明及び被害拡大防止を図るため、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針」（平成15年8月29日食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に基づき、食品の製造販売等に係る記録の作成及び保存を推進する。

仕出し・弁当屋、旅館ホテル等の大量調理施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号厚生生活衛生局長通知）に基づき、その自主的な衛生管理を推進する。

三 製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進

平成27年4月から管理運営基準に危害分析・重要管理点方式を用いる基準（HACCP導入型基準）の新設に伴い、HACCPによる衛生管理の周知と実施しようとする食品等事業者の取組が円滑に行えるよう、技術面、情報面の支援を行う。

四 自主衛生管理認証制度の取組

この制度は、食品の製造、加工等を行う食品等事業者に対し、自主衛生管理を普及させ、HACCPの考え方にに基づく衛生管理の底上げを図ることを目的とするものである。具体的には、衛生管理の認証基準を策定し、基準を満たした施設を認証し、公表する制度である。

平成19年に「自主衛生管理認証制度」がスタートし、これまでに9施設を認証してきた（平成28年3月31日現在）。今年度も引き続き認証制度について事業者に周知し、制度の普及を図っていく。

五 食品衛生指導員の活動の推進

金沢市食品衛生協会の食品衛生指導員による、食中毒多発時期における食品等事業者に対する巡回指導及び食品衛生月間行事等における消費者に対する普及啓発活動を推進する。

六 食品衛生優良施設及び功労者の表彰

衛生管理状況が一定水準以上であると認められる優良な施設及び食品衛生の指導啓発に功績のあった個人を表彰することにより、食品等事業者の衛生意識の向上を図る。

七 食品等事業者への相談窓口の設置

中央卸売市場に食品検査・相談室を置き、同市場において食品を取り扱う事業者から食品に対する疑義や取扱い方法、施設管理の方法及び食品表示等についての相談に応じることで、衛生管理の向上を図る。

第6 食品衛生に係る人材育成及び資質向上並びに衛生管理技術の向上に関する事項

一 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員に関する事項

厚生労働省、学会等が開催する、講習会及び研修会に積極的に参加し、最新の技術と知識の習得や情報収集を行うほか以下の内部研修を実施する。

- 1 HACCP手法による食品の衛生管理技術の習得
- 2 食中毒等発生時の疫学的調査手法の習得
- 3 検査精度の向上や新たな検査技術の習得

二 食品関係者に関する事項

- 1 食品等事業者に対する講習会等により、関係法令や法令違反食品等の保健所への報告等に関する条例の趣旨の徹底を図る。
- 2 食品等事業者及びその従事者等に対し、食中毒予防及び食品表示の講習会を実施する。
- 3 金沢市食品衛生協会が主催する食品衛生責任者講習会及び再研修会に講師を派遣し、食品衛生責任者を養成するとともに、資質の向上を図る。

三 金沢市食品衛生協会に関する事項

食品衛生指導員の育成指導のため、金沢市食品衛生協会が開催する研修会に市から講師を派遣して、技術、知識等の教育を行い、資質の向上を図る。